○○幼稚園利用契約書

学校法人○○学園○○幼稚園（以下「甲」という。）と（保護者名）（以下「乙」という。）は、○○幼稚園に置ける幼児教育の利用開始に当たり、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第１条　この契約は、甲の運営する○○幼稚園に入園する児童（以下「園児」という。）について、甲が提供する幼児教育その他の便宜に関し必要な事項を定めることを目的とします。

２　甲は、園児に対し、教育基本法及び学校教育法等の趣旨にしたがい幼児教育を適切に提供するとともに、乙は甲に対し提供される幼児教育に関連する便宜に要する費用を支払います。

（契約期間）

第２条　この契約の期間は、**別紙１**のとおりとします。

|  |
| --- |
| ***一般的には、園児が小学校に就学する直前の３月３１日までが契約期間となります。この日までは、希望があれば保育を提供してください。*** |

（指導計画）

第３条　甲は、園則に定める教育課程に基づき指導計画を作成し、園児の発達過程に応じた幼児教育を実践します。

　（提供する幼児教育の内容及び保育を提供する時間）

第４条　甲は、「重要事項説明書」に記載されている目的、運営方針及び教育・保育の内容に基づき、幼児教育を提供します。また、教育週数及び教育期並びに幼児教育・保育を提供する日及び休園日についても、「重要事項説明書」のとおりとします。

　　なお、個別の契約内容については**別紙１**のとおりとします。

（始業及び終業時刻）

第５条　１日の教育始業時刻は概ね８時３０分、終業時刻は概ね１４時です（ただし、毎月第１、第３水曜日については１２時が終業時刻となります）。

　　なお、やむを得ない事情等により、終業時刻を超えて保育を必要とする場合は、最大で１８時まで預かり保育を実施いたします（ただし、別途利用者負担が必要になります）。

２　乙は、午前９時までに園児を登園させるものとします。

３　乙は、園児が欠席又は遅刻（園児の登園が午前９時以降となる場合をいう。）となる場合は、午前９時までに甲が定める連絡先へ連絡するものとします。

（利用料金）

第６条　乙は、特定教育・保育給付認定を受けることで、幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担金（保育料）は無償とします。

　２　甲は、緊急その他やむを得ない理由等により施設型給付費の法定代理受領ができない場合は、乙から特定教育・保育費用基準額の支払いを受けるものとします。この場合、乙が、給付認定証の発行を行った市町村から適切に教育・保育給付を受けられるよう、甲は特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとします。

　３　乙は、前２項に掲げる額の他、**別紙２**に記載する幼児教育の提供における便宜に要する費用（実費徴収）、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価（特定負担額（いわゆる上乗せ徴収））を当園に支払うものとします。

　４　甲は、**別紙２**に記載する費用の請求にあたっては、乙が当園における幼児教育を受ける前に、あらかじめ乙に対しその内容、金額その他支払いを求める理由について説明を行い、同意を得るものとします。

（利用者負担の支払方法）

第７条　甲は前条第３項の料金について、甲は明細を付して翌月○日までに乙に請求し、乙は請求があった月の○日までに甲へ○○○○の方法で支払うものとします。

　２　甲は、乙から料金の支払いを受けたときは、利用者に領収証を発行します。

|  |
| --- |
| ***利用料金の徴収に関する取扱い（徴収方法、支払日等）については各園で取り決め、契約書に記載してください。***  ***口座振替で利用者負担を徴収する場合については、領収証の発行を省略しても差し支えありません。*** |

　（説明義務）

第８条　甲は、契約に基づく内容について、乙からの質問等に対して適切に説明します。

（健康管理、緊急時の対応等）

　第９条　甲は、常に園児の健康の状況に注意するとともに、健康状態の維持管理に適切な措置を講じます。

２　甲は、園児の体調急変等の緊急事態が発生した場合には、乙の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

３　保育中に園児がけがをした場合は、 甲は応急措置、医療機関への搬送その他適切な処置を行うとともに、乙に対し説明を行うものとします。

（虐待防止のための措置）

第１０条　甲は、園児への虐待を防止するため、幼児教育に従事する教員に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

（秘密の保持）

第１１条　甲は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。

　２　甲の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

　３　甲は、小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

（苦情解決）

第１２条　乙は、甲が提供した幼児教育・保育サービスに関して苦情がある場合は、「重要事項説明書」に記載されている苦情相談窓口及び第三者委員に苦情を申し立てることができます。

　２　甲は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、乙に報告します。

　３　甲は、乙が苦情を申し立てた場合に、これを理由として、乙に対し一切の差別待遇をしません。

（契約の終了）

第１３条　乙は、第２条に定める契約期間満了日より前に契約を終了する場合は、退園予定日の○日以上前までに文書で甲に通知することにより、この契約を解除することができます。また、甲又は甲の職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、乙はただちに契約を解除することができます。

　　（１）正当な理由なく重要事項説明書及び当該利用契約書に定める幼児教育・保育を実施しない場合

　（２）秘密の保持（守秘義務）に違反した場合

　（３）法令等の社会信義に反した場合

　２　甲は、事業所の休止又は廃止等のやむを得ない事情がある場合には、乙に対し、１箇月間の予告期間をおいて、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし乙が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

　　（１）子ども・子育て支援法第２４条第１項第２号又は第３号の規定により乙の給付認定が取り消されたとき

　　（２）天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を長期にわたって利用させることができない場合

　（損害賠償）

第１４条　甲は、幼児教育・保育の提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

　２　甲は、幼児教育・保育を提供するにあたって、甲の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

（協議事項）

第１５条　契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、甲は教育基本法、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の関係諸法令の定めるところに従い、乙と誠意をもって協議するものとします。

（重要事項説明確認）

第１６条　契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

　（その他留意事項等）

　第１７条　当該利用契約に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途甲が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。

**別紙１　個別の契約内容**

１　契約期間（第２条関係）

　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとします。

２　緊急時の対応（第９条第２項関係）

　　園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、乙（保護者）の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 児童のかかりつけ医療機関 | 医療機関名：  診　療　科：  ***保護者記入欄***  主　治　医：  所　在　地：  電話番号： |
| 緊　急　連　絡　先① | 住　　所：  電話番号：  ***保護者記入欄***  氏　　名：  続　　柄： |
| 緊　急　連　絡　先② | 住　　所：  ***保護者記入欄***  電話番号：  氏　　名：  続　　柄： |

３　その他契約事項（第４条関係）

|  |
| --- |
| ***利用者の個別の事情により特別な配慮が必要な事項や取決めが必要な事項（園バスによる送迎等）等について、必要事項を規定してください。*** |

**別紙２**　**利用者負担金**（第６条第３項及び第４項関係）

１　全員が対象となるもの

　　特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
| ○○に係る費用 | ○○ | 月額　　　　　　　　円 |
| △△保険料 | △△ | 月額　　　　　　　　円 |
| □□費 | □□ | 年額　　　　　　　　円 |
| 給食費 | １号認定こどもに提供する給食の食材料費 | 月額　　　　　　　円  （主食費　　　　　円  副食費　　　　　円） |
| 遠足に係る交通費 | 公共交通機関（地下鉄、バス等）その他移動手段に要する経費 | 実際に要した経費（実費） |

※上記は前年度の費用を元に算出した金額であり、実際に要した費用の徴収につき、年度途中での金額の変更となる場合があります。金額の変更となる場合は、金額算出の内訳をお示ししたうえで、重要事項説明書の利用者負担金について再周知及び再契約とし、年度末の精算により、返還または追徴することがありますので、あらかじめご了承ください。

＜例＞

・○○行事に係る費用

２　該当者（利用者）のみ対象となるもの

　⑴　預かり保育に係る利用者負担金

|  |  |
| --- | --- |
| 利用時間 | 負担額 |
| ４時間以内 | １日４００円 |
| ４時間を超える場合 | １日５００円 |

　⑵　送迎用園バス代（車両費、燃料費）　○○○○

　⑶　○○○○・・・

　上記の契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各１通を保有するものとします。

　　年　　月　　日

　甲

幼稚園名　　　学校法人○○学園○○幼稚園

所在地　　　　京都市　　区　　　町　　　番地

代表者　　　　理事長　　　　　　　　　　　印

　乙

　保護者住所

　　児童氏名

　　保護者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　児童から見た続柄